



訪ねてきた業者に勧められて排水管の洗浄を契約したところ、勝手に床下を点検し、シロアリの予防消毒や床下換気扇などの契約をさせられた

生活 パイロット

訪問販売の清掃サービス

強引に別の契約、慎重に

という相談が寄せられています。訪問販売による清掃サービスは、慎重に契約しましょう。

【事例】突然訪問してきた2人組の業者に「お隣の〇〇さんもした」と勧められて、2万円で排水管の洗浄を依頼した。業者の一人が「漏水の恐れがある」と勝手に居間の畳をはがして床下を見に行き、「シロアリがいるかも」しれない。特別に10万円で予防消毒をする」と言うので依頼。排水管の洗浄はしたのかと聞くと「もう一人がした」と言っていたが、洗浄しているところは見えない。お金を払ったが、不審なのでクーリングオフしたい。

【アドバイス】点検、清掃などの契約をし、その後消費者の不安をあまり、別の契約を結ばせる手口と思われる場合があります。必要なければきっぱりと断りましょう。「特別に値引きする」などと言われても、その場で契約せず、家族などに相談しましょう。

訪問販売なので、クーリングオフは可能です。すぐに最寄りの市町村や県の消費生活センター・相談窓口にご相談してください。消費者ホットライン☎188は、最寄りの相談窓口をご案内します。(県消費生活・男女共同参画プラザ)アイネス☎097・534・0999)